

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： インド国全インド医科大学マドゥライ校整備事業準備調査 (QCBS)

案件番号： 19a00349

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書 (案)

2019年11月6日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年11月6日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国全インド医科大学マドゥライ校整備事業準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年1月 ～ 2020年9月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

4) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保障（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保障を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を扱うにふさわしい者であると判断されること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相

反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。

- 1) 提出期限： 2019年11月15日（金）正午まで
- 2) 提出場所： 上記「4. 窓口」参照
- 3) 提出方法： 郵送又は持参

注）郵送の場合は提出期限までに到着するものに限る。

4) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格申請結果通知書（写）
- c) 財務諸表（決算が確定した過去3会計年度分）
- d) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則
- e) 競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図

競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。

- f) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率
- g) 競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
- h) 情報セキュリティに関する資格・認証等（取得している場合）

5) 追加資料提出の指示：

競争参加資格要件、特に「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を提示して、追加資料の提出を求めることがあります。

提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないとする場合があります。

6) 確認結果の通知：

競争参加資格要件の確認結果は、2019年11月22日（金）までに、メールにて通知します。

7) 業務従事者にかかる資格確認：

業務従事者個人に係る「秘密情報を扱うにふさわしい者であるか否か」の確認については、プロポーザルに含まれる業務従事者の履歴書等をもって確認します。このため、当該部分の競争参加資格要件については上記6)の確認結果の通知においても保留され、プロポーザルの評価過程で実施されることとなります。このため、業務従事者に係る関係情報についても、上記5)と同様の方法にて、追加情報の提供を求めることがあります。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年11月20日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年11月29日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトにて提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に

一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年12月17日（火）（予定） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室（11月に決定）

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年12月27日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契

約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）

に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りにきてください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

インド政府は、経済発展と均衡のとれた社会発展を達成するため、社会サービス改善に向けた政策を着実に進めている。保健医療分野においても、国家保健プログラム（National Health Mission）を掲げ、感染症対策、母子保健の改善を中心に全国的に一次医療施設の整備や医療人材育成政策等を進めた結果、乳児死亡率や妊産婦死亡率には着実な改善が見られている。

しかしながら、医療サービスへのアクセスは地域格差が大きく、特に地方部においては、二次、三次の公的医療機関が不足している状況下、それら医療機関に貧困層が集中する状況が常態化している。また、それら医療機関において質の高い医療サービスを提供できる十分な数の医療人材が配置されていないことも運営上の課題となっており、地域住民に対して質の高い高度な専門医療を提供できる公的医療機関の新設、十分な医療人材及び研究者を供給するための医療人材育成拠点の拡充及び地域に根差した医療研究機関の強化が喫緊の取組事項となっている。かかる状況を受け、当国政府は、全国的な公的・高度医療サービスへのアクセス及び質の改善のため、2003年に「首相保健安全プログラム（Pradhan Mantri Swasthya Suraksha Yojana。以下「PMSSY」という。）」を開始した。PMSSYは信頼できる高度な医療サービスの無料化による医療サービスの地域間格差是正及び世界水準の医科大学・教育機関の増設を目指しており、公的・高度医療サービスへのアクセスが限られた地域を選定して「全インド医科大学（All India Institute of Medical Sciences。以下「AIIMS」という。）」を順次建設することを事業の核としている。AIIMSは、①国内最高水準の医療サービス提供機能、②医療人材育成機能、③医療研究機能を併せ持つ国立機関として1956年デリーに設置され、同校では、現在インド各地からの外来患者年間400万人に対する患者毎の所得に見合った価格設定での世界水準医療サービス提供に加え、最先端の医療教育及び研究を実施している。PMSSYでは、デリー校同様の3機能を併せ持ち、地域の医療機関のリーダー的役割を果たすAIIMSを全国22か所に設置する予定となっており、2019年3月現在、9校が運営開始している。全インド医科大学マドゥライ校整備事業（以下「本事業」という。）は、上述の計画に基づいてタミル・ナド州マドゥライ市にAIIMSを新設するものである。

インド南部に位置するタミル・ナド州は、インドにおいて最も都市化が進んだ州の1つであり、感染症や母子保健といったプライマリヘルス指標においては模範的な州のひとつであるが、依然として州人口の12%にあたる814万人が貧困人口に分類され、地域内格差が課題となっている。また、急速な都市化による生活習慣の変化により、非感染性疾患であるがん発生率や糖尿病有病率が全国平均を上回っている。特にマドゥライ市から南部では、二次、三次医療施設の整備が非常に遅れており、貧困層は専門性の高い検査や治療のため、チェンナイ市等遠方の大都市への移動を余儀なくされている。

かかる状況下、本事業は、同州の貧困層に加え、隣接するケララ州、カルナタカ州等、南インド地域住民の質の高い医療サービスへのアクセスに貢献するものである。また、医療人材育成の観点では、主に二次、三次医療機関における医療従事者不足が政府の喫緊の課題となっており、同州政府は医療人材確保のため、新たな医科大学の設立や人材需要を満たすための包括的な戦略計画の策定等を検討している。そのため、同校が整備されることによって、1000人規模での新たな医療従事者育成が可能となり、州内及び近隣州の医療機関に対する人的資源供給への貢献が期待できる。加えて、医療研究の観点からは、進展の著しい都市化など、近年の急速な生活習慣の変化に伴

って急増するがん、心臓病等に対する高度な外科治療や様々な難病に迅速に対応するため、同校が最先端研究設備と研究ネットワークを有し、南インド地域に根差したリーダー的医療研究拠点として、医療機関間の学術的交流及び高水準の研究者育成をリードしていくことが期待されている。

本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの要請を踏まえ、「3. 業務の目的」に記載の内容を目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

全インド医科大学マドゥライ校整備事業

(2) 事業目的

本事業はタミル・ナド州マドゥライ市において、南インド地域の中核的医療研究拠点として AIIMS マドゥライ校の整備を行うことにより、質の高い医療サービスへの貧困層のアクセス改善、高水準の医療関係人材の育成並びに同地域における人材供給に貢献し、もって同国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に寄与するもの。

(3) 事業概要

- 1) 大学と付属病院建設及び関連機材整備（三次医療施設及び教育・研究機関の整備）
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、能力強化等）

(4) 対象地域

タミル・ナド州マドゥライ市

(5) 関係官庁・機関

実施機関：保健家族福祉省首相保健安全プログラム局（Department of Pradhan Mantri Swasthya Suraksha Yojana。以下「DoPMSSY」という。）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・タミル・ナド州都市保健強化事業（円借款：255.37億円、2016年3月L/A調印）
- ・チェンナイ小児病院改善計画（無償資金協力：14.95億円、2014年1月～2015年12月）

3. 業務の目的

本事業について、当該事業の背景と目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集及び分析を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時、十分に JICA と協議を行い、重要な事項については JICA の承認を得ること。

また、本調査で検討・策定した事項が、実施機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、本指示書に記載されている以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、JICA 及び実施機関と十分に協議を行い、重要な事項については JICA の承諾を得ること。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果含む）について先方政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打ち合わせを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。また、打合簿を受注者にて作成し、監督職員が確認を行う。

(3) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となる予定のため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- 1) 事業の背景と必要性（インド国内における本事業の優先順位及び位置づけ）
- 2) 概略事業費
- 3) 事業実施体制
- 4) 運営／維持・管理体制
- 5) 調達・施工計画及び方法
- 6) 運用・効果指標
- 7) 環境社会配慮

(4) 詳細プロジェクト報告書等の参照

実施機関では本事業の実施可能性を確認するため、詳細プロジェクト報告書（Detailed Project Report: DPR）を 2018 年 8 月時点で既に作成しており、本調査は当 DPR 及び付随資料の内容・調査結果を踏まえたうえでの調査となる。ただし、本調査はあくまで独立して行うこととし、DPR 及び付随資料は参照するに留め、内容をそのまま鵜呑みにしないように留意すること。DPR 及び付随資料より妥当な計画が考えられる場合には、JICA と協議の上、実施機関と十分に協議・合意形成を図り、最適計画を選定する。

(5) 本事業の事業スコープ

本事業の DPR では大学と付属病院建設及び関連機材整備（三次医療施設及び

教育・研究機関の整備)がフルパッケージで支援要請されている。他方、DPRの総事業費には土地造成費、大学施設用の医療廃棄物管理・処理施設、医療排水処理施設、医療情報システム導入費用等、計上されていないコストも含まれており、総事業費の上振れリスクがある。実施機関との事前協議では、病院施設及び関連機材整備が最優先事業スコープとの意向が示されているが、日本の支援意義及び実施機関の要望並びに総事業費を考慮した上で、借款の対象とする事業スコープについて、本事業の概略事業費積算が反映されたドラフト・ファイナル・レポートの提出タイミングに合わせ、実施機関と協議を行い、最終的に決定する。

(6) ジェンダー主流化ニーズ、ユニバーサルデザインへの配慮

調査の実施に際しては、実施機関が実施するジェンダー主流化事例の調査を行うとともに、支援対象州、地域社会(や家庭内)における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

特に大学と付属病院の概略設計においては、以下の点の検討を行うこと。

・病院施設に係る男女別のニーズの反映

具体的には、セキュリティの観点から女子更衣室の設計、女子トイレの設置場所、施設周囲の街灯数等を検討。待合室等における授乳室の確保等。

・施設整備上、可能な包括性の視点からの配慮を検討(施設自体が障がい者等が利用することを排除しないよう配慮等)

具体的には、様々な障がい者(視覚障がい、肢体障がい等)への対応を想定したユニバーサルデザインとすること。また、サインや、設置位置等、アクセスや情報伝達について具体的な障害の種類を念頭に十分な配慮を行うこと。

(7) 実施機関の円借款事業における借入・調達手続き実施能力の確認

保健福祉省 DoPMSSY はこれまで円借款の借入人・実施機関となった実績がなく、本事業が初めての円借款事業となるため、借入・調達能力について確認し、これらの手続きが適切に行われるよう必要な対応策について検討する。

(8) 施工時の工事安全対策に関する検討

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等)、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特にインド側の対応が求められるような事項について(用地確保や交通規制等)は、対応を取るべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして、整理・記述する。

(9) 日本の知見の活用

以下、1)~3)の各項目について、日本の知見の活用を検討する。

- 1) 病院施設設計・病院運営・病院管理

AIIMS マドゥライ校完成後の効率的且つ効果的な運用を考慮し、我が国の官・民が有する病院施設設計、病院運営・管理に関する知見・ノウハウ活用について、情報収集の上、具体的な適用可能性について確認・検討する。その際、JICA 側から紹介予定の病院施設設計に係る本邦有識者と連携の上、検討を進める。

なお、AIIMS はインド各地域へ同水準の機能・機材等を有する医療機関を展開する計画の下、基本的に標準的な機能・機材を導入する形で開発が進められているため、これら標準仕様の変更余地について、調査内で確認の上、AIIMS マドゥライ校のニーズを踏まえつつ、検討を進める。

2) 医療人材育成・アジア健康構想との連携

AIIMS マドゥライ校による医療人材育成ニーズを確認し、(14)に記載の既往案件との連携協力の可能性も視野に、本事業(円借款)のコンサルティング・サービス業務の一環として、事業のソフトコンポーネントに医師、看護師、医療補助者に対する能力強化支援を含めることを検討する。

現状想定される医療人材育成ニーズは、医療従事者の5S・カイゼン、看護ケアの質向上支援、医療機材の保守管理等。また、日本政府がアジア健康構想の下で推進している AIIMS デリー校と日本の大学機関の既存の連携枠組み及び取組内容等についても情報収集を行い、人材育成支援等における連携可能性を検討する。その際、AIIMS マドゥライ校を日印間医療人材交流の拠点とし得るか、本邦医療機関の関心の有無の確認を含め、その可能性についても合わせて検討する。

3) 本邦技術活用可能性の検討

AIIMS マドゥライ校に導入予定の医療機材について、本邦企業が優位性を有する機材の導入余地を確認する。ただし、上述(9)1)のとおり、AIIMS は基本的に標準的な機能・機材を導入する形で開発が進められているため、これら標準仕様の変更余地について、AIIMS マドゥライ校のニーズを踏まえつつ、調査内で確認の上、検討を進めること。また、インドにおいて保健医療分野のビジネス展開を目指す本邦企業との連携可能性についても検討する。

(10) AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画の作成

現状、既設 AIIMS の開発では地域の保健医療計画や将来の医療需要(外的要因、内的要因)、医療人材育成需要などを踏まえた施設規模の検討、病院設計、大学施設への反映が十分になされておらず、中期的・長期的な開発計画が不在である。AIIMS マドゥライ校についても、(4)に記載の DPR では病床数 750 床の医療施設、医学士コース 100 名規模の大学施設を建設することになっているが、同調査段階で将来的な病床数拡大を踏まえた中・長期開発計画は検討されていない。そのため、本事業では、DPR で既に検討されている情報、本調査を通じて新たに得られる情報を踏まえ、AIIMS マドゥライ校のミッション/ビジョン、開発コンセプトを含む、短期・中期・長期開発計画を作成する。また、調査終了時、インド国内にて、事業関係者に向けて情報発信ワークショップを開催する。

なお、これら一連の活動は同事業の実施機関及びその他関係者(保健福祉省 DoPMSSY、タミル・ナド州保健福祉局、同事業に関わることが想定される医療従事者等)が参加型で関わることを前提とし、事業関係者のニーズを踏まえた開発計画の策定がなされ、既設 AIIMS との差別化が図られるよう留意する。

(1 1) 地域ニーズを踏まえた AIIMS マドゥライ校開発コンセプトの検討

上述(10)の短・中・長期開発計画に関連して、既設 AIIMS は、既述のとおり、中央政府が定める標準にインドの各地域へ同水準の機能・機材等を有する医療機関を展開するとの国家計画の下、基本的に標準的な機能・機材導入を前提とした開発が進められている。

他方、AIIMS ジョドプール(ラジャスタン州)は外科手術に強み、AIIMS ライプール(チャティスガル州)は地域医療活動に注力する等、拠点毎に地域ニーズを踏まえた特色をもった開発が進められている。そのため、AIIMS マドゥライ校に関しても、実施機関である保健福祉省 DoPMSSY、タミル・ナド州保健福祉局、インド南部地域及びタミル・ナド州に立地する医療機関等のニーズを十分に収集・分析し、それらニーズを踏まえた開発コンセプトの検討を行う。

(1 2) AIIMS マドゥライ校人材育成プログラムの計画策定・実施・報告(招へい事業の実施等)

上述(10)の短・中・長期開発計画の作成プロセスを効率的、効果的に進めるため、本調査の早期段階から本事業の中核メンバー(AIIMS マドゥライ校の Director、保健福祉省 DoPMSSY 幹部及び省庁付の専属建築士、既設 AIIMS の設計・調達・建設に関わった政府系医療施設コンサルタント、タミル・ナド州保健福祉局の幹部等)に、上述(9)1)の日本が強みを有する病院施設設計・運営管理の視点、上述(9)3)の本邦企業が強みを有する医療機材等について理解を深めてもらうこと、並びに上述(9)2)のとおり医療人材育成において AIIMS マドゥライ校と本邦医療機関との橋渡しを行い連携可能性を検討することが重要である。そのため、本調査中に、日本への招へい、インド国内での関連ワークショップ等を含む、人材育成プログラムを企画し、実施する。

(1 3) 案件形成段階、案件実施段階での州政府との連携

本事業は、1.「プロジェクトの背景」に記載のとおり、中央政府のイニシアチブの下、中央政府からの要請に基づき検討を進めているものであるが、上述(11)に記載のとおり、案件形成段階における州政府の巻き込みは、事業の実施意義を高める上で重要である。また、案件実施段階では、州政府が本事業の周辺インフラ整備(病院へのアクセス道路拡幅、オンサイトへのユーティリティの引き込み等)を行う予定になっており、それら実施スケジュールと平仄を合わせた開発が重要となる。よって、本調査及び本事業実施段階において、州政府の巻き込みに十分留意する。

(1 4) JICA 既往案件との連携可能性検討

本事業の効果的な実施のため、インド国内及び本事業地域における JICA による既往案件(有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト、民間連携事業を含む)との連携の可能性を具体的に提案する。特に、上述(9~12)を検討するに際しても、JICA 既往案件との連携可能性を念頭におくこと。

(1 5) 他ドナーとの連携

タミル・ナド州では、世界銀行、アジア開発銀行等の他開発ドナーも支援事業を実施・計画していることから、本事業のより高い事業効果発現及び効率的な事業実

施の観点から、他ドナー関係者との意見・情報交換を行い、本事業との連携可能性を検討する。特に世界銀行については2019年3月に新規事業（Tamil Nadu Health System Reform Program、287百万ドル）を承諾済みであることから、同事業との具体的連携策を検討する。

（16）迅速化に向けた提案

実施機関より、本調査及び本事業の更なる迅速化に向けた要望がなされていることを踏まえ、プロポーザルにて本調査及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案する。

（17）JICA内の調査実施体制について

JICAは、コンサルタントから提出された各種報告書内容や提言内容にする検討や各種報告会等の実施、JICAが本調査に関して実施する調査団派遣等の際し、専門的観点から助言を得るため、JICA内関係部だけでなく、本邦外部有識者からの助言や関係者の会議へ出席、団員としての調査団への参団を求めることがある。なお、これら関係者の会議出席に係る必要な調整はJICAが行う。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

（1）対象地域における保健医療セクターの基礎情報および現状確認・分析

1) プロジェクトの基本スコープ等の再確認

実施機関より提出されたDPRについて、記載されているプロジェクト基本スコープに関する事前レビューを行い、それらの妥当性およびDPR作成後の状況の変化や課題が生じている事項、今後検討を要する事項を明らかにし、これらを取りまとめたうえで、本プロジェクトのスコープについて再確認・検討し、JICAと事前協議のうえ、インド側に提案を行うこと。

2) インド全土、インド南部地域及びタミル・ナド州における保健医療セクターの現状・課題と関連政策の把握

インド全体、インド南部地域及びタミル・ナド州の保健医療セクターの現状・課題及び関連政策とその動向について確認する。全国の拠点病院、病院の稼働状況、過負担の現状については、数値データを基に示す。

3) インド保健医療セクターにおける他ドナー、民間企業の動向把握

インド全土（特にタミル・ナド州）で保健医療セクターにおける他ドナーの支援状況、課題、今後の計画について確認を行う。また、当該セクターにおける民間企業のビジネス展開の現状、課題、今後の計画について情報収集を行う。

4) インド保健医療セクターにおける日印間の連携可能性検討

本事業の効果的な実施のため、日本政府の健康・医療の国際展開に向けた各種取組（アジア健康構想等）について把握し、本事業との連携可能性について具体的に検討、提案する。

5) インド保健医療セクターにおける JICA 既往案件との連携可能性検討

本事業の効果的な実施のため、インド国内及び本事業地域における JICA による既往案件（特にタミル・ナド州における保健医療セクターの協力「タミル・ナド州都市保健強化事業」「チェンナイ小児病院改善計画」等）の取り組み状況について把握し、本事業との連携可能性について具体的に検討、提案する。

6) 他 AIIMS の現状及び課題の把握

調査開始時点における全 AIIMS の最新の開発状況及び運営上の課題点を把握する。具体的には各 AIIMS の開発スケジュール詳細、施設設計・導入機材、医療サービスの現状、人材確保状況、財務状況、経営状況、IT 化の進捗状況、リファラル機能等の観点から情報収集及び課題の分析を行う。

また、利用者の視点に立った施設設計、サービス提供の観点から、既設 AIIMS の内、比較的稼働率が高い拠点を 1-2 か所抽出し、病院施設利用者（医療従事者、患者等）、大学施設利用者（教授、学生等）に対してアンケート或いはインタビュー調査を実施し、その結果を分析する。調査の候補先は AIIMS ジョドプール、ライプール、リシケシュから選定することを想定するが、最終的な調査対象先はインセプション・レポートのカウンターパートとの協議時に決定する。調査の具体的実施手法については、業務工程を考慮の上、無理のない手法を選定すること。¹

7) 事業の実施意義、必要性及び妥当性の検討

上記 1) ～ 6) を踏まえ、本事業の実施意義、必要性及び妥当性について検討を行う。その際、インド国内、南インド地域、対象州内における医療需要の現状、将来的な人口増加率を踏まえた医療需要予測、インド国内、南インド地域、対象州内におけるリファラル機能強化、医療人材供給へのインパクト等を踏まえた検討にすること。また、施設規模（総病床数、診療科毎の病床数含む）の妥当性については、既設 AIIMS で、AIIMS マドゥライ校と外部条件が近く、且つ比較的稼働率が高い拠点を 1-2 か所抽出し、その病院全体/診療科別の新規入院患者数、平均在院日数、年間オペ件数等のデータ分析結果を踏まえて検証すること。

8) AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画の作成及び情報共有ワークショップの開催

① AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画の作成

上記 1) ～ 7) を踏まえ、AIIMS マドゥライ校のミッション/ビジョン、開発コンセプトを含む、短・中・長期開発計画を作成する。5. (10) に記載のとおり、本開発計画のドラフトに際しては、同事業の実施機関及びその他関係者（保健福祉省 DoPMSSY、タミル・ナド州保健福祉局、同事業に関わることが想定される医療従事者等）の意見を十分反映できるよう、そのプロセスに留意すること。

② 情報共有ワークショップの開催²

詳細については以下のとおり。実施機関等との協議を通じて、開催時期の決定、アジェンダ案の作成、招待者・団体の選定、関連資料作成、会場手配、当日の会議記録（協議内容、写真撮影）等を行う。招待者・団体へのレターにつ

¹ プロポーザルにて具体的に提案すること。

² 本ワークショップ開催にかかる費用は、「別見積り」として計上する。

いては JICA が支援する。

(情報共有ワークショップ)

- ・ 目的：AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画（ドラフト版）について事業関係者に対して説明を行い、インプットを得ることを目的とする。
- ・ 開催時期：ドラフト・ファイナル・レポート提出時期（2020年6月下旬）
- ・ 開催場所：デリー（中央政府関係者（保健福祉省 DoPMSSY 等）、近隣の AIIMS 関係者等）、チェンナイ（タミル・ナド州保健福祉局、同事業に関わることが想定される医療従事者、近隣の AIIMS 関係者等）、それぞれ1回ずつ（1回半日を目安）
- ・ 開催規模：各回100名程度を想定、中央政府、州政府からの大臣級出席も想定の上、適切な会場を手配すること。
- ・ 対象者：同事業の実施機関及びその他関係者（保健福祉省 DoPMSSY、AIIMS 関係者、タミル・ナド州保健福祉局、同事業に関わることが想定される医療従事者等）

(2) フィージビリティスタディ (F/S)

1) 施設及び機材の整備計画

本事業計画の規模、数量、立地等の妥当性を確認し、施設及び機材の整備計画を策定する。

① 基本設計の方針

施設需要、自然条件、インフラ・現地建設事情、施工後の維持管理、提供する医療内容、病院の品質管理、運営体制等の諸条件を整理した後、基本設計の方針（意匠、構造、設備及び医療機材にかかる対応方針）を策定し、併せて設計基準を設定する。その際、実施機関作成の DPR を所与とせず、必要な調査を行ったうえで右方針を策定し、施設構造や設置すべき機材については先方の要望を踏まえ検討を行うこととする。

② 概略設計図

(ア) 設計方針を概略設計図に具体化する。概略設計図には最低限以下の項目を含むこととする。

- (イ) 施設概要（規模、構造、設備を含む）
- (ウ) 配置図
- (エ) 平面図
- (オ) 立面図
- (カ) 断面図
- (キ) 外構図（駐車場、外来患者アプローチ計画含む）
- (ク) 外観図
- (ケ) 仕上の仕様
- (コ) 設備仕様

③ 施工計画

- (ア) 重機・資機材用の工事仮設道路や工事の安全対策についても検討する。
- (イ) 施工管理の方針
- (ウ) 施工上の留意事項
- (エ) 施工区分（先方負担工事との区分）

- (オ) 施工管理計画
- (カ) 品質管理計画
- (キ) 施工工程表

- ④ 資機材等調達計画
- ⑤ 機材概要
- ⑥ 数量
- ⑦ 仕様
- ⑧ 品質管理計画
- ⑨ 調達工程表

2) 概略事業費の算定

本事業の概略事業費を、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、インド国内の実勢価格動向を調査するとともに、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA へ提出すること。

(ア) 本体事業費（建設資機材費、設計数量策定、建設費積算（外貨・内貨別）等）

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) フロントエンドフィー

(カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(キ) その他 1（融資非適格項目）

- ・ 用地補償等
- ・ 関税・税金
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

(ク) その他 2

- ・ 完成後の委託保守費
- ・ 初期運転資金
- ・ 研修・トレーニング費用、
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要になる管理費

このうち、下線部については、その算出方法等を JICA から指示することがある。

② DPR におけるコストとの比較

実施機関の作成する DPR と本調査において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に JICA 及び実施機関へ説明する。

③ 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つか

みられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

④ 概略事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット (Excel ファイル) の様式にて提出する。(コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 WindowsOS (10 以上)、32bit 版 Microsoft (2016 以上) を推奨。Macintosh は推奨しない。) なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

⑤ 準拠ガイドライン

積算にあたっては、原則として「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(試行版)(2009年3月)及び「補完編(土木分野)」(2017年7月)、「補完編(建築分野)」(2017年7月)並びに「機材編」(2017年7月)を適宜参照する。

⑥ 積算総括表

積算にあたっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル 2009 年 3 月版 (試行版)」を適宜参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

⑦ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途 JICA が指示する様式に取りまとめ提出する。

3) 必要な許認可等の確認

インド国内での環境許認可 (EIA レポート作成や用地取得等)、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。これら許認可等が必要となる場合は、その責任機関、所要期間等について確認する。

4) 環境社会配慮調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年)の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - (イ) JICA 環境ガイドライン(2010年)との乖離及びその解消方法
 - (ウ) 関係機関の役割
- ③ スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

なお、これらの調査については必要に応じて、現地再委託を認める。

また、上記4)①の確認の結果 JICA 環境ガイドライン(2010年)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には必要に応じ契約変更を行う³等して簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①~⑫のとおり。

具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン(2010年)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、キーインフォーマントインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計

³ 簡易住民移転計画案の策定について、契約変更を行う際には、受注者から本協力準備調査で実施すべき「簡易住民移転計画案策定」の業務内容・範囲について提案を受け、発注者がこれを確定することとする。

画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

5) 自然条件調査

基本設計及び概略設計図において一定の制度を確保するため、対象地域における以下の自然条件について、施設建設予定地を対象⁴として現状調査⁵を行う。なお、これらの調査については必要に応じて、現地再委託を認める。②地形測量に関しては、既存地形測量図で建設地の妥当性を確認し、必要に応じ追加調査を提案すること。⁶

- ① 気象調査（過去の気象/災害情報）
- ② 地形測量
- ③ 地質調査

6) インフラ調査

建設予定サイトにかかる以下の項目について調査し、本事業の建設地としての妥当性を確認する。

- ① 電力
- ② 上水道（水質、水量含む）
- ③ 下水道（医療排水処理）
- ④ ガス
- ⑤ 通信事情
- ⑥ 医療廃棄物処理
- ⑦ 駐車場
- ⑧ アクセス道路の整備計画
- ⑨ 地中障害物
- ⑩ 空中障害物
- ⑪ 周辺環境（周辺の将来計画）

(3) 事業実施段階にかかる事項

1) 事業実施スケジュール

コンポーネントごとのスケジュールをバーチャートで作成する。その際に、各コンポーネントの基本設計、詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ 評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きの各項目（ショートリスト・招請状・TOR 作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結）の時期・期間もわかるようにする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。

なお、スケジュール作成にあたっては、モンスーン時期、州政府による事業サイト

⁴ 配布資料に含まれるDPR及びContour Plan of Topographical & Contour Surveyを参照。

⁵ 本現状調査（自然条件調査）については、第3章に規定する定額を見積額として計上すること。

⁶ 発注者が必要と認めた場合、契約変更を行って、追加業務として依頼します。

周辺インフラの整備状況、実施機関・地元施工業者の能力、国道の封鎖活動等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。

2) 調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や円借款事業の調達ガイドラインおよびコンサルタント雇用ガイドライン等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、実施機関の意向も確認した上で、以下の項目について調査及び提案する。

なお、5. (9) 3)に記載のとおり、調達する医療機材を検討する際には、本邦企業が優位性のある機材の導入余地を念頭に、必要に応じて該当する本邦企業からのヒアリング等を行うこと。

- ① コンサルタント選定に係る TOR 検討及び Request For Proposal (RFP) 作成支援
- ② 施工・調達業者選定
 - (ア) 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - (イ) パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討（デザイン・ビルド方式を提案する場合は、その必要性・適切性の説明も合わせて示すこと）

3) 事業実施体制

実施機関の組織体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について実施機関と合意形成する。具体的には、以下の項目について調査し、本事業での取り組みを、AIIMS マドゥライ校人材育成計画（人員計画、研修計画含む）としてまとめ、整理する。なお、人材育成については、AIIMS マドゥライ校整備の段階に合わせてタイムリーに実施するため、本事業（円借款）のコンサルティング・サービス業務の一環としてソフトコンポーネントで実施することを前提とするが、本事業に付帯する有償勘定技術支援として別途実施する必要性が高いと考えられる場合には、JICA 本部にその内容を具体的に提案すること。

- ① 実施機関の事業実施の経験
実施機関の保健医療分野に関する事業の実施経験について確認する。
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制
 - (ア) 事業実施に係る各部署の役割、組織図、人員構成を明確化する。
 - (イ) 本事業の各事業コンポーネントの実施担当部署を人員構成とともに確認する。
 - (ウ) 実施部署の主要メンバーの業務内容を明確化し、外部から人を雇用する場合は、さらに選定方法・給与水準についても検討する。
 - (エ) 実施機関の給与・昇進等の人事体制を確認し、実施機関職員のモチベーションやインセンティブ付与の取り組みについて調査する。また採用面についても確認し、実施機関の持続性について調査する。
 - (オ) 上記を踏まえて、本事業に対する人員計画（各人員の配置時期を含む）を作成する。

なお、本事業に対する人員確保に際し、州内の他医療機関からの医療人材流出により、州内の医療サービス機能低下を招かないよう配慮し、インド及びタミル・ナド州における保健医療人材の現状と課題を踏ま

えた、適切な医療人材の確保・研修計画となるよう検討する。

③ 実施機関の技術水準とその向上策

(ア) 各実施機関カウンターパート等の技術面の経験及び実施能力について確認する。

(イ) 本事業のコンサルタントによる実施機関の研修計画を策定する。

(ウ) 実施機関カウンターパート等への研修については、方針、実施者、対象者、場所、コスト、評価方法を明確にする。

なお、実施機関の組織体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について実施機関と合意形成する。

④ 事業実施体制に対する州政府、メンター校等の関与

5. (13)に記載のとおり、事業実施体制における州政府の関与について確認を行う。また、AIIMS 開発においては、中央政府が各 AIIMS にメンター校 (AIIMS 既設拠点、或いは国立 3 次医療機関で AIIMS 新規拠点立ち上げに向けた各種助言等を行う) を割り当て、開発の各段階に応じたサポートを行う体制となっている。については、AIIMS マドゥライ校のメンター校を確認の上、開発スケジュールの各段階に応じたメンター校の関与の在り方について、既設 AIIMS の事例も参照の上、検討を行う。

4) 運営・維持管理体制

事業実施体制 (3) 3) ①~④と同様に、本事業完工後の運営・維持管理体制についても検討し、具体的な研修計画をまとめる。

5) 財務計画

実施／運営・維持管理機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について検討を行う。

① 中央政府、州政府の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及び関連事業を含む実施予定事業の費用に対して、インド中央政府、州政府の財源確保状況について調査する。

② 実施／運営・維持管理機関の財務情報

実施／運営・維持管理機関の収入・支出、資産・負債等の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。また、本事業対象地域の貧困率について確認するとともに、医療費の設定について、所得階級に応じた配慮がなされる計画になっているか確認する。

③ 実施／運営・維持管理機関の中長期的な収益収支及びその持続性

事業実施及び運営・維持管理期間中の収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証する。

6) 意思決定プロセスの合理化

① 意思決定プロセスの確認

事業実施期間 (調達及び建設工事) における意思決定に係る政府内承認プロセスを確認する (メンバー、開催頻度、承認期間、TOR 等)。

② 意思決定プロセスの合理化の提案

一定の事項につき実施機関の事業実施組織に決裁権限を持たせる等、意思決定プロセスの効率化を提案し、合意形成をする。その際に、州政府と当事業

実施組織の権限範囲が明確に区別されていることに留意する。

7) リスク管理シートの作成

本事業にて想定される開発効果の発現を確保するため、別途 JICA が提供する「リスク管理シート (Risk Management Framework)」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討しリスク管理シートの作成を行う。本シートは作成後、本調査の過程で実施機関の合意を得ることを想定しているが、必要に応じ記載項目を変更することも可能であることから、変更については適宜 JICA に確認する。

(4) 事業モニタリング及び組織強化

1) 事業効果の確認、検討

本事業を以下の通り定量的効果及び定性的効果に分類して評価する。調査においては下記を踏まえて本事業の運用・効果指標を提案し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段及びモニタリング手法の提案を行う。

① 定量的効果

(ア) 運用・効果指標の設定

事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

運用・効果指標としては、①病床稼働率(%)、②入院・外来・救急患者数(人/日)、患者紹介件数(件)、医科大学登録学生数、教官、研究者充足率(%)、タミル・ナド州における医者1人当たりの患者数(人)等を想定している。先述のとおりジェンダーに関する課題を確認し、本事業により改善が見込まれる場合はこれらに関する指標を含めることも検討する。

また、5.(5)に記載のとおり、最終的に事業対象となる事業スコープに沿った検討となるよう、留意すること。

(イ) 内部収益率(FIRR及びEIRR)

便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠についてもあわせて示すこと。

② 定性的効果

定性的効果指標としては、南インド地域住民の公的医療サービスに対する満足度向上、生活環境の改善等を想定している。

2) 情報管理システムの確認、検討

既設 AIIMS では拠点毎に独自の情報管理システムを用いた病院内情報管理を行っている。他方、タミル・ナド州では、2008年より州全土に HMIS (Hospital Management Information System、病院管理情報システム) を段階的に導入する政策を推し進めており、AIIMS マドゥライ校においても同システムの導入が検討されている。については、本事業において適切な IT 化の在り方について、既設 AIIMS の IT 化における取組状況と課題等も踏まえ、検討を行う。

3) 人材育成プログラムの計画策定、実施及び報告

我が国の官・民が有する病院施設設計・病院運営・病院管理、人材育成等に関する知見・ノウハウ等を本事業に活用することを目的として、以下のとおり、協力準備調査中に実施機関関係者の人材育成プログラム(本邦招へい含む)を計画、

実施、報告する。

① 能力開発の必要性の高い項目の特定及び日本国内外のリソース調査

本調査を通じて得られた情報に基づき、本事業実施に際して実施機関等の能力開発の必要性の高い項目を特定するとともに、5. (9) 1) 及び2) を念頭に置いた上、人材育成プログラムを実施する際に活用できるインド国内及び日本国内のリソースについて調査を行う。

② 人材育成プログラム（本邦招へい事業含む）の計画策定、実施及び報告

AIIMS マドゥライ校の Director、保健福祉省 DoPMSSY 幹部及び省庁付の専属建築士、既設 AIIMS の設計・調達・建設に関わった政府系医療施設コンサルタント、タミル・ナド州保健福祉局の幹部等を対象とした人材育成プログラムを計画する。同プログラムは、インド国内において、5. (9) 1) に記載の病院施設設計に係る本邦有識者を講師とする実施機関関係者向けのワークショップの実施及び日本の医療機材メーカー訪問、利用者の視点に立った医療施設として定評のある医療施設（一例として、足利赤十字病院、佐久総合病院等）の視察等を行う本邦招へい事業を含むものとする。本調査期間中に本邦招へい事業を 2 回実施することとし、各回、1 週間程度、15 名程度を対象とする⁷。

なお、招へい事業を検討、実施する際には、JICA 本部と相談の上、該当する JICA 国内機関と調整を行いつつ最終化することとし、インド側参加者については、プログラムの効果が十分に発揮されるよう、実施機関等からの参加者のバランスを十分に考慮する。

(5) ファクトファインディングミッション及びアプレイザルミッションへの協力

発注者が 2019 年 1 月～2020 年 6 月の間に 2 回実施予定のファクトファインディングミッション時、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。

また、発注者が 2020 年 7 月頃実施予定のアプレイザルミッション前に調査の中間報告を行う。また、ミッション日程に一部同行し情報共有や案件検討に向けた支援を随時行う⁸。

なお、ミッション派遣日程については変更の可能性があるため、派遣時期については発注者に確認すること⁹。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成し発注者に提出及び説明の上、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図った上で、インド側への提出及び説明を行うものとする。

⁷ 実施時期については、プロポーザルで提案すること。

⁸ ファクトファインディングミッション2回及びアプレイザルミッションへの協力に係る業務量としては、それぞれ現地業務日数3日として見積書を作成してください。

⁹ ファクトファインディングミッション及びアプレイザルミッションの日程を勘案し、現地業務日程を立案してください。ミッション派遣時期が変更され、受注者の渡航回数が増加する場合は、旅費（航空賃）の増額について、契約変更の交渉に応じます。

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は4) ファイナル・レポートとし、提出期限は2020年9月16日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、発注者への事前提出に当たっては発注者が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、事業背景情報、DPR レビュー分析結果等

提出時期：契約開始後1週間以内

提出部数：英文7部 (JICA3部、先方機関4部) (簡易製本)

2) インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：事業の必要性、妥当性、対保健医療セクターにおける事業の位置づけ、対象地域の社会経済・自然環境の概況、課題分析結果、事業アウトライン、概略設計素案、概略事業費(暫定値)、事業実施スケジュール素案、AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画アウトライン等

提出時期：2020年4月中旬

提出部数：英文7部 (JICA3部、先方機関4部) (簡易製本)

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果案(和文要約、事業スコープ、概略設計、概略事業費積算結果、経済分析結果、事業実施スケジュール、AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画ドラフト版等含む)

提出時期：2020年6月下旬

提出部数：英文7部 (JICA3部、先方機関4部) (簡易製本)

4) ファイナル・レポート (F/R) 及びデジタル画像集

記載事項：調査結果の全体成果(和文要約、AIIMS マドゥライ校短・中・長期開発計画最終版含む)、

提出時期：2020年9月中旬

提出部数：

(ア) 英文(製本版) 10部 (JICA6部、先方機関4部)

(イ) 英文(簡易製本版) 2部 (JICA)

(ウ) 英文(製本版、簡易製本版のCD-R) 7セット (JICA5
セット、先方機関2セット)

(エ) 和文要約(製本版) 4部 (JICA)

(オ) 和文要約(CD-R) 2セット (JICA)

(カ) デジタル画像集(CD-R) 4セット (JICA2部、先方機関2部)

※インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートについては、A4用紙10~20ページ程度の和文要約を添付する。

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

- a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- c 民間企業の事業や財務に関わる情報。

5) デジタル画像集

記載事項：調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R 2セット（JICA1セット、先方機関1セット）

(2) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録（Minutes of Meeting）に取りまとめ、発注者に速やかに提出する。発注者が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（JICAが指定する様式によりA4版4～5枚）にとりまとめ、会議開催後3日以内に発注者に提出する。

2) 先方政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに発注者に提出する。

3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を発注者へ提出する。

4) リスク管理シート

円借款の事業実施におけるリスクを把握するため、発注者の指定する様式を使用して、リスク分析を行い、発注者へ提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：医科大学・保健リファラル計画に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／保健医療・リファラル機能

➤ 病院等医療・研究施設計画／設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健医療・リファラル機能）】

a) 類似業務経験の分野：保健医療・保健リファラル機能にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域： インド国及びその他全途上国

c) 語学能力：英 語

➤ 【業務従事者：担当分野 病院等医療・研究施設計画／設計】

➤ a) 類似業務経験の分野：病院等医療・研究施設計画／設計にかかる各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：インド国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査は2020年1月中旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナル・レポートを2020年9月中旬に提出する¹⁰。

年	2019年度				2020年度					
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
国内作業		[]		[●]		[●]		[]		
現地業務		[■]		[■]		[■]		[■]		
報告書		▲ IC/R			▲ IT/R		▲ DF/R			▲ F/R

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report

DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report

●：招へいプログラムの実施時期

▲：報告書提出時期

なお、各現地業務のタイミングにおいて、各回1週間程度、JICA調査団の派遣を予定する。

2020年1月下旬より業務を開始し、2020年9月下旬の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- (1) インセプション・レポート 2020年1月上旬
- (2) インテリム・レポート 2020年4月中旬
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート 2020年6月下旬
- (4) ファイナル・レポート 2020年9月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 37人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- i) 総括/保健医療・リファラル機能（2号）（評価対象予定者）
- ii) 病院等医療・研究施設計画/設計（2号）（評価対象予定者）
- iii) 建築設計（電気設備）

¹⁰ なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- iv) 建築設計（機械・給排水・衛生）
- v) 施工計画/積算
- vi) 機材計画/積算
- vii) 医療機材調達/運営維持管理計画
- viii) 人材育成計画/招へい計画
- ix) 経済財務分析
- x) 病院運営・管理
- xi) 情報管理・IT
- xii) 自然条件調査/医療廃棄物
- xiii) 環境社会配慮

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。上記業務に係る経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積については参考見積りとするため、別見積りとする。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- 環境社会配慮調査、
- 自然条件調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承諾を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、調査内容についても委託業者への業務指示書の最終化までに先方 DPR 等での実施状況および重複・不足を確認の上、機構と協議・承認のうえ、実施すること。

（4）対象国の便宜供与

実施機関となる CI エナジーからの調査団への便宜供与の主な内容は以下の通り。

- 1) 安全関連情報及び安全確保に必要な支援の提供
- 2) 医療サービスを受けるために必要な情報及び支援の提供
- 3) 調査に必要な情報、データの提供（他機関から購入しなければならないデータ等については調査費の中に計上すること）
- 4) カウンターパートの配置
- 5) 現地調査に必要な許可証等の取得にかかる支援

3. プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。

ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

4) 情報共有ワークショップの開催経費（一般業務費のみ）

（特記仕様書案「6. 業務内容」の（1）の8）に規定する業務）

5) 本邦招へいにかかる直接経費（国内事業費のみ）¹¹

（特記仕様書案「6. 業務内容」の（4）の3）の②に規定する業務）

（3）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 自然条件調査（現地再委託費）： 3,000千円

（特記仕様書案「6. 業務内容」の（2）の5）に規定する業務）

（4）以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。

1) ファクトファインディングミッション支援業務： 0.20人月

2) アプレイザルミッション支援業務： 0.10人月

3) 本邦招へい支援にかかる業務： 0.5人月×2回＝1.0人月

（5）旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒デリー（AI）

東京⇒バンコク⇒デリー（TG）

東京⇒シンガポール⇒デリー（SQ）

6. 配布資料／閲覧資料等

（1）配布資料

以下の資料を配布する。

- 実施機関から提供された DPR（本文）
- 実施機関から提供された各種資料（Combined Sketch Showing the
 ◇ Location of AIIMS Hospital、Contour Plan of Topographical &
 Contour Survey、AIIMS 既往拠点の各種統計データ）
- IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月版）
- 環境社会配慮にかかるカテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）

（2）公開資料

- 「インド国タミル・ナド州都市保健に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート（和文要約）（2016年1月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12248522.pdf
- 「インド国タミル・ナド州非感染性疾患予防対策にかかる情報収集・確認調査」報告書（2017年5月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12302022.pdf

¹¹ 研修員／被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員／同行案内人に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」をご参照ください。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	8	
(4) その他（迅速化の取り組み）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>保健医療・リファラル機能</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	12	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(13)
ア) 類似業務の経験		6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>病院等医療・研究施設設計画／設計</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ●●部●●課（●●チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-